

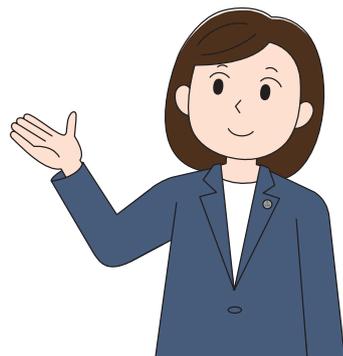
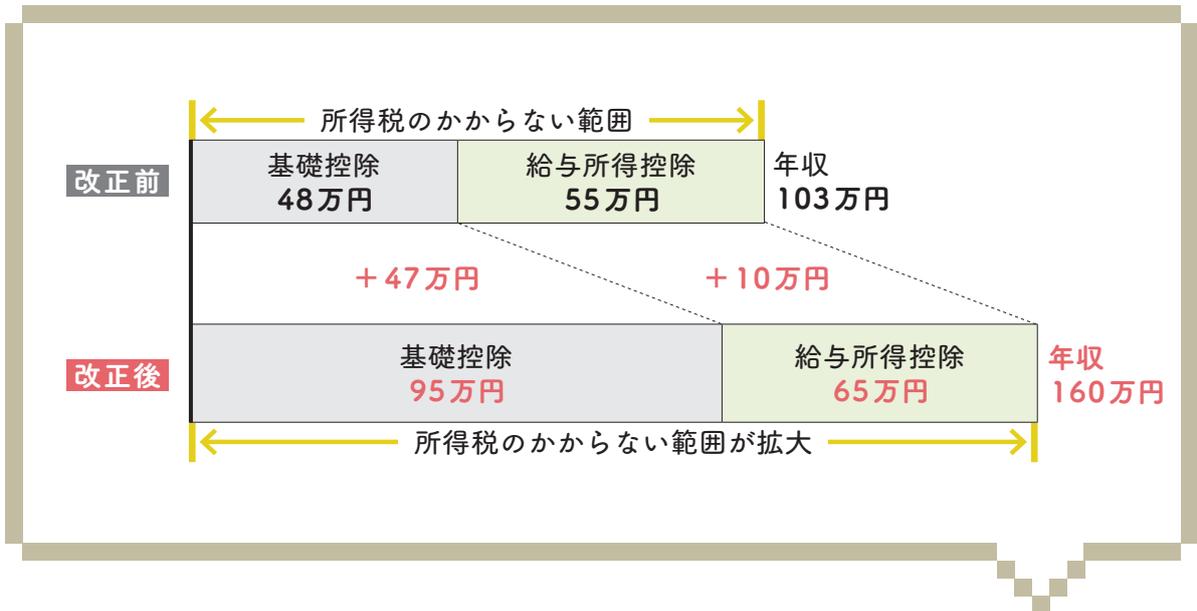
事務所通信

「年収の壁」臨時号

所得税の「課税のしくみ」が変わる！

令和7年分
から！

「年収の壁」見直して、 何が、どうなる？



I

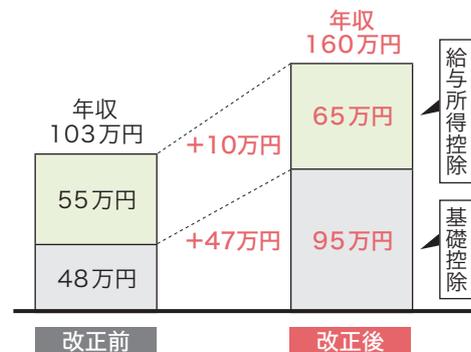
所得税のかからない範囲が拡大！



ざっくり解説！ 「年収103万円の壁」の見直し

よくいわれる「年収103万円の壁」。この「103万円」という数字は、基礎控除額48万円と、給与所得控除の最低保障額55万円を合わせた合計の金額です。令和6年分までは、この金額以下であれば所得税は課税されなかったため（所得税の課税最低限）、「103万円」という金額が1つの区切り（壁）のように強調されていました。

令和7年度税制改正により、一定の要件のもと、令和7年分の所得税から、最大で基礎控除額が95万円に、給与所得控除の最低保障額が65万円に引き上げられ、所得税の課税最低限は「160万円」となります。



くわしく解説！ 結局どうなる？ 令和7年分からの所得税

今回の改正内容は少し複雑で、所得税の課税最低限が「160万円」となるのは、合計所得金額が132万円以下（給与収入200万円相当以下）の人までです。それより高い所得を得ている人については、4段階で基礎控除の額が変わります。給与所得控除については、年収190万円以下であれば、令和7年分以降、65万円になります。

● 基礎控除の額

合計所得金額	改正前	令和7年分 令和8年分	令和9年分～
132万円以下※1		95万円	
132万円超 336万円以下※2	48万円	88万円	58万円
336万円超 489万円以下※3		68万円	
489万円超 655万円以下※4		63万円	
655万円超 2,350万円以下※5		58万円	
2,350万円超 2,400万円以下		48万円	
2,400万円超 2,450万円以下		32万円	
2,450万円超 2,500万円以下		16万円	
2,500万円超		-	

● 給与所得控除の額（計算式）

給与等の収入金額	改正前	令和7年分以降
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額×40%-10万円	
180万円超190万円以下	収入金額×30%+8万円	
190万円超360万円以下	収入金額×30%+8万円	
360万円超660万円以下	収入金額×20%+44万円	
660万円超850万円以下	収入金額×10%+110万円	
850万円超	195万円(上限)	

目安 給与収入に換算すると……

- ※1 合計所得金額132万円以下 = 給与収入200万円相当以下
- ※2 合計所得金額132万円超 336万円以下 = 給与収入200万円相当超～475万円相当以下
- ※3 合計所得金額336万円超 489万円以下 = 給与収入475万円相当超～665万円相当以下
- ※4 合計所得金額489万円超 655万円以下 = 給与収入665万円相当超～850万円相当以下
- ※5 合計所得金額655万円超 2,350万円以下 = 給与収入850万円相当超～2,545万円相当以下



Column

年収（年間給与収入）・所得・合計所得金額とは？

- 年 収
社会保険料や税金を引かれる前の、1月1日から12月31日までの1年間に、会社から支払われる総支給額を「年収」（年間給与収入）といいます。基本給をはじめ、時間外手当（残業代）や住宅手当等の各種手当、賞与等が含まれます。年末に交付される「給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」欄の金額が年収にあたります。いわゆる「額面」です。
- 所 得
税法上、収入から必要経費を差し引いたもの、つまり「もうけ」が「所得」です。収入を得る手段が給与のみの人の場合、一般に、年収（年間給与収入）から一定の額（給与所得控除）を必要経費として差し引いたものが「給与所得」となります。これ以外に所得がなければ、これを「合計所得金額」とし、社会保険料や生命保険料控除等に係る所得控除額および基礎控除額を差し引いたものが「課税所得」となり、この課税所得をもとに、所得税が計算されます。
- 合計所得金額
所得の種類は「給与所得」をはじめ、10種類あります。各所得を合算したものが「合計所得金額」です。その年の収入が給与所得のみの場合は、合計所得金額と給与所得は同額となります。

II

所得税のかからない範囲が拡大すると、「働く人」はようになる？



多くの給与所得者の所得税が減税となります

政府によれば、基礎控除額の引き上げにより納税者の8割強にあたる4,600万人が所得税負担軽減の対象となる——と試算されています。つまり、多くの給与所得者の所得税が減税されることとなります(図表1)。

令和7年分については、勤務先の年末調整によって減税されます(令和8年分以降の所得税については源泉徴収で対応)。



図表1 世帯類型ごとの所得税の減税額(目安)

● 単身世帯の場合

給与収入	減税額
200万円	2万4,000円
400万円	2万円
800万円	3万円
1,500万円	3万3,000円

● 夫婦共働き世帯の場合

給与収入(それぞれの給与収入)	減税額
計400万円(200万円+200万円)	計4万7,000円
計800万円(400万円+400万円)	計4万円
計800万円(600万円+200万円)	計4万4,000円
計2,000万円(1,000万円+1,000万円)	計4万円

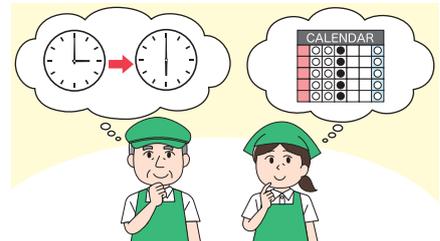
自由民主党・公明党「基礎控除の特例の創設について」(令和7年2月28日)を基に作成



働く意欲のある人に追い風！「働き方」の幅が広がります

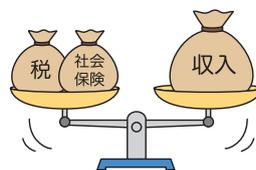
これまで所得税のかからない範囲だった「103万円」という数字を意識して働いてきた人の中には、「もっと働きたい」という思いを強く持っていた人も少なくありません。

そうした人にとって、今回の改正は追い風となります。労働時間やシフトの日数等を増やすなど、「働き方」の幅を広げることができるようになります。



社会保険料・住民税の負担が生じる場合も

一定の年収(約106万円・110万円・130万円)を超えると、社会保険への加入が必要になる場合がありますとともに、住民税が課税されます。社会保険料を支払うと、年収によっては手取り金額が減ってしまう可能性があります(図表2)。



社会保険加入でどうなる？
手取り金額の変化を試算！

厚生労働省Webサイト
「社会保険加入による手
取りかんたんシミュレー
ター」
(令和7年4月1日現在)



図表2 給与収入(目安)と税金・社会保険の関係

給与収入(目安)	所得税の課税	住民税の課税	社会保険料等の負担
106万円 ^{※1} 未満	なし	なし/課税 ^{※2}	なし
106万円以上110万円未満	なし	なし/課税 ^{※2}	なし/あり ^{※3}
110万円以上130万円未満	なし	課税	なし/あり ^{※3}
130万円以上160万円以内	なし	課税	あり ^{※3※4}
160万円超	課税	課税	あり ^{※3※4}

※1 月額賃金8万8,000円：年収105.6万円(約106万円)

※2 自治体によっては110万円以下でも住民税(均等割)が課税されます。

※3 従業員数51人以上の企業に勤務する人が、一定の条件に該当した場合に社会保険料等の負担あり。

※4 収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能となる措置あり。

III

所得税のかからない範囲が拡大すると、「会社」はようになる？



「働き控え」が減り、シフト調整がしやすくなる

これまで「年収103万円の壁」を意識して就業調整（働き控え）をしていた人も少なくありませんでしたが、今回の改正により、「もっと働きたい」という意向のある人に、より長い時間・より多くの日に働いてもらえることが期待できます。また、クリスマスや年末商戦の時期の「働き控え」が減ることも予想されます。

そのため、事業者側にとってはシフト調整等がこれまでよりもしやすくなるといえます。今のうちから従業員とコミュニケーションをとって、従業員の意向をヒアリングし、「今の時給で換算すると、あとどのくらい労働時間（日数）が増やせそうか」等について話し合っておきましょう。



社会保険に加入する人が増え、社会保険料の事業主負担が増える

「もっと働きたい」という人が増えると、社会保険に加入する人が増える可能性があります。その場合、事業主の社会保険料負担も増えることになるため、その原資を確保することが必要になってきます。「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」の活用も検討しましょう。

なお、厚生労働省の「社会保険適用拡大特設サイト」では、事業主が負担する社会保険料がどれくらい変わるのか試算できる「社会保険料かんたんシミュレーター」が公開されています。一度確認してみると良いでしょう。

💡 TKCの「FXクラウドシリーズ」を活用すると、人件費等の「数字」の変化がタイムリーに確認できます。



厚生労働省Webサイト
「キャリアアップ助成金
（社会保険適用時処遇改善
コース）」
（令和7年4月1日現在）



厚生労働省Webサイト
「社会保険適用拡大特設
サイト 社会保険料かん
たんシミュレーター」
（令和7年4月1日現在）



各種手当の見直しが必要に？

福利厚生の一環として、一定の条件に合致する従業員に対して、住宅手当や家族手当等の手当を支給している会社も多くあります。「配偶者控除の適用対象かどうか」を各種手当を出す条件の1つにしている会社の場合、今回の改正に伴い、その条件の変更を検討するところもあるでしょう。あわせて、福利厚生制度や給与規程等の見直しが求められる場合もありますので、早めの対応が必要です。



年末調整事務が煩雑になる



今回の改正は、令和7年分の所得税については年末調整（令和7年12月1日施行）で対応することとされています（令和8年分以降については、今後改正される「給与所得の源泉徴収税額表（月額表・日額表）」を適用予定）。令和7年分については所得によって基礎控除の額が変わることから、年末調整事務が煩雑になると見込まれます。

そのため、毎年11月頃から行われる年末調整手続きを、今年は前倒しで行うと良いでしょう。例えば、①「扶養控除等申告書」の記入の仕方について従業員へあらためて周知する（記入ミス・確認漏れ等を防ぐ）②提出された「扶養控除等申告書」等をチェックする期間として1週間程度余分に確保する——などです。特に、毎月月初に給与等の支払いを行う会社の場合には、早めに年末調整手続きを進めることが求められます。

💡 TKCの「FXクラウドシリーズ給与計算機能」「TKCまいポータル」を利用すると、年末調整事務を効率化・省力化できます。